

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 おしかの学校 とする。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を宮城県石巻市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、東日本大震災からの復興に寄与する為、被災地の子供たちを応援する。各種イベントを主催または支援する。地元雇用を促進することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的に資する為、次の事業を行う。

1. イベントスポーツ大会企画運営事業
2. 教育、セミナー企画運営事業。
3. 野外活動・自然体験教室企画運営事業。
4. アウトドアスポーツ企画運営事業。
5. コミュニティ施設企画運営事業。
6. 売店、レストラン企画運営事業。
7. 野菜・果物工場の企画運営事業。
8. 廃校再利用の企画運営事業。
9. 地場産品の販売及び販売促進事業。
10. 商品ブランド化事業。
11. キャラクター開発及び商品権野管理事業。
12. 観光施設開発企画運営事業。
13. 海の学校・山の学校の学校企画運営事業。
14. 各種レンタル事業。
15. 各種施設管理事業。
17. 宿泊事業。
18. 印刷事業。

20. 各種コンサルタント業。
22. 各種マーケティングリサーチ業。
23. 前号に掲げる事業に付帯又は関連する事業。

### 第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

(社員の資格取得)

第6条 当法人の社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第7条 社員は、当法人の目的を達成する為、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2. 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(社員の資格喪失)

第8条 社員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

1. 退社したとき。
2. 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
3. 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
4. 一年以上会費を滞納したとき。
5. 除名されたとき。
6. 総社員の同意があったとき。

(退社)

第9条 社員はいつでも退社することができる。但し、一か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第10条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は社員として義務に違反したときは、一般社団及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

（社員名簿）

第11条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

## 第4章 役員

（員数）

第12条 当法人に次の役員を置く。  
理事は2名以上。

（選任等）

第13条 理事は、社員総会決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

（任期）

第14条 1. 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。  
2. 理事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

（代表理事の選定及び職務権限）

第15条 当法人は、代表理事1名を置き、理事の互選により決める。  
2. 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(役員報酬等)

第16条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

1. 自己又は第三者の為にする当法人の事業の部類に属する取引。
2. 自己又は第三者の為にする当法人との取引。
3. 当法人がその理事の債務を保証すること、その他の理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引。

(責任の一部免除)

第17条 当法人は、役員一般法人法111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、社員総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

## 第5章 計算

(事業年度)

第18条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支計算)

第19条 当法人の事業計画及び収支計算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の総会において承認を得るものとする。

第20条 これを変更する場合も、同様とする。

第21条 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで

前年度の予算に準じた収入を得又は支出することができる。前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(公告)

第22条 当法人の公告は、官報に掲載してする。

## 第6章 附則

(初の事業年度)

第23条 当法人の初の事業年度は、当法人成立の日から平成28年12月31日までとする。

(設立時の理事、代表理事)

第24条 当法人の設立時の理事、代表理事は、次のとおりである。

設立時理事 齋藤 章

設立時理事 小野寺 鉄也

設立時理事 阿部 浩

設立時理事 伊藤 孝行

設立時理事 木村 正

設立時理事 前木場 宏治

設立時代表理事 齋藤 章

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第25条 当法人の設立時の社員の氏名は、次のとおりである。

齋藤 章

小野寺 鉄也

前木場 宏治